

会員の皆様

協同組合日本写真館協会
理事長 佐藤泰博
専務理事 隈川英孝

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から新型コロナウイルス感染症対策の「提言」が出されました。この提言は、各業界団体が主体となってガイドライン等を作成し、各業界全体をあげてこれを普及し、各現場において実践することによって、新型コロナウイルス感染症対策を強化し、新たなクラスターを発生させないことを強く求めています。

つきましては、提言に沿った感染拡大を予防する『ガイドライン』を作成いたしましたので、協同組合日本写真館協会並びに日本全国の写真を生業とする方は、このガイドラインに沿った営業活動、感染対策をしていただくようお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは、今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直しを行いますので、ご注意ください。また、各項目の実施に際しては、「新しい生活様式」についても併せて参照いただくようお願いいたします。

＜参考＞厚生労働省 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

その他、本ガイドラインに記載されていない事項を含めて、政府新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、別途、各都道府県が定める行動計画に沿って対応してください。

記

① クラスターが発生しない写真館とは.....

- (1) 予約制の徹底により可能な範囲でお客様どうしの接触機会を減らす
- (2) こまめな手洗い及びマスクまたはフェイスシールド(以下、マスク等)の着用
- (3) 室内の換気
- (4) 人と人との距離(1m、出来れば2m)を適切にとる(身だしなみのチェック等をお客様に促し、直接接触を控える)
- (5) 体調不良時の予約変更やキャンセルに柔軟に対応する
- (6) 撮影機材・小物等の徹底した消毒をする(紫外線消毒器等の有効活用も検討する)
- (7) 衣装等のレンタル品をお客様が使用する場合は、使用前後での消毒を徹底すること
- (8) 利用者への注意喚起(店頭や店内に注意喚起文などを掲示)

＜利用者への注意喚起例＞

- ✓ ご来店の際はマスクを着用ください
- ✓ 以下に該当するお客様のご来店は、お控えいただきますこと予めご了承ください
なお、その場合のキャンセルや予約変更はご遠慮なくご相談ください
- 発熱など体調不良と思われる場合
- 味覚・嗅覚に異常を感じる方
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方
- ✓ いわゆる「三密」の状態を避けるために、入店制限を設ける場合がございます

② 撮影時の配慮とは(出張撮影を含む).....

- (1) 相手先(出張先)の感染防止ガイドラインを遵守する なお、出張撮影に際して定員が定められている会場等を仮設スタジオに利用する場合は、お客様やスタッフを含めて定員の半分での利用とすること
- (2) マスク等の着用と、こまめな手指の消毒や手洗い
- (3) 撮影場所を変更できる内容の場合は、屋内撮影から屋外撮影への変更をご案内する
- (4) 仮設スタジオ等設置の場合、室内換気の徹底と室内の入場数制限を設ける
- (5) 集合写真を撮影する場合は直前まで感染防止策をお願いし、会話も控えていただくようお願いする
- (6) 人と人との距離(1m、出来れば2m)を適切にとる
- (7) 大声での会話を控える
- (8) 撮影機材(移動に使用した車両等を含む)を徹底消毒する
 なお、長時間撮影時や複数のスタッフによって機材を扱う場合、適宜複数回の消毒を行うこと
- (9) 衣装等のレンタル品をお客様が使用する場合は、使用前後での消毒を徹底すること

③ 社内衛生確保と感染防止策並びに健康管理・他.....

A 共通

- ① 以下に該当する場合、撮影の日程変更をお願いする
 - 発熱など体調不良と思われる場合
 - 味覚・嗅覚に異常を感じる方
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
 - その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方
- ② 出入り口のドアや窓を可能な限り開放し、良好な風通しを確保する。
 2つ以上の窓がない場合は、送風機などにより空気の滞留を防ぐ
- ③ お客様とスタッフのマスク等着用を徹底する
- ④ こまめな手洗いを徹底する
- ⑤ 不特定多数が触れる場所の清拭消毒(テーブル、椅子、ドアノブ、電話、レジ、見本写真等)
- ⑥ 撮影用のユニフォームや衣服はこまめに洗濯する

B 受付・スタジオ

- ① 可能な限りでの出入口及び施設内への手指消毒剤配置と消毒の徹底
- ② こまめな手洗いの実施
- ③ 受付での飛沫感染を防止するため、ビニールシート等を設置し接客にあたる
- ④ セレクト時等、長時間(概ね15分以上)の対面接客を避ける
- ⑤ お客様とスタッフの会話は必ずマスク等を着用し、最低1m、出来れば2mの距離を取る
- ⑥ 支払いに際して、可能な限り電子決済を推奨すること

C トイレ・化粧室

- ① トイレ内は、通常以上の清掃徹底し、ドアノブ、蛇口、手洗いシンクは定期的に清拭消毒を行う
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ③ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する
- ④ 室内のこまめな換気に努める

D 待合室

- ① 予約制の徹底により可能な範囲で利用者数を減らす
また、室内の人と人との距離を一定程度(最低1m、出来れば2m)確保するよう努める
- ② マスク等を着用するとともに不必要な会話は避ける
- ③ 常時換気することに努める。2つ以上の窓がない場合は、送風機などにより空気の滞留を防ぐ
- ④ テーブル・椅子・ドアノブ等は、定期的に清拭消毒する

E 清掃・消毒ゴミの廃棄

- ① 界面活性剤含有の洗浄剤や次亜塩素酸ナトリウム配合の漂白剤を用いて清掃する
- ② 不特定多数が触れる環境表面は特に念入りに清拭消毒する
- ③ ゴミはビニール袋に入れて密閉して廃棄する
- ④ ゴミを回収するスタッフは、マスクや手袋を着用する
- ⑤ マスク等や手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

F 社員の健康管理

- ① 社員全員の就業前の体温チェックを徹底(37.5度以上は即出勤停止)
- ② 職場におけるチェックリスト及び対応ルールの策定(厚生労働省作成を参照)
- ③ 社員の家族等に感染者や感染者への接触が判明した場合は即刻出社停止とする
- ④ ユニフォームについてはこまめに洗濯を行い、清潔を保つよう徹底指導する

G 感染者が発生した場合の対処と想定

- ① 感染発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら、顧客管理をすること
- ② 即時に該当地域の保健所に連絡する(予め連絡先を確認しておくこと)
- ③ 保健所等の指示に従い、休業や館内消毒等を行うこと
- ④ 関係者や濃厚接触が疑われる関係者への周知徹底すること
- ⑤ 行政等より提出を求められる場合を想定し、顧客管理簿の用意をしておくこと

問い合わせ先……………
協同組合日本写真館協会
東京都新宿区四谷1-7
TEL 03-3351-3040

